

I 厚生労働行政に係る環境保全のための施策

(1) 地球温暖化問題に対する取組

① 関連分野における温室効果ガス削減の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 厚生労働省所管業種において自主行動計画を策定し、その業種の特성에応じた省CO₂対策を講ずる。</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 定期的に厚生労働省環境自主行動計画フォローアップ会議を開催することで、各団体が作成した自主行動計画について、ヒアリングその他の方法により実施状況を調査した上で評価を行い、計画の着実な実施を図る。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成23年2月15日に第4回会議を開催し、日本生活協同組合連合会、日本製薬団体連合会及び日本医師会・日本病院会・全日本病院協会・日本精神科病院協会・日本医療法人協会について、計画の実施状況をヒアリングして評価を行った。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○【生協】 目標は、売上高を原単位とした排出量につき、基準年度比4%減とすることであるが、2008年度は2.6%減、2009年度は2.9%であった。今後も積極的な取組を進めることにより、目標を達成できる可能性は十分にある。</p> <p>○【製薬】 目標は排出量につき基準年度比マイナスとすることであるが、2008年度以降大幅な減少が見られており、2009年度は初めて基準年度を下回る結果となった。今後も積極的な取組を進めることにより、目標を達成できる可能性は十分にある。</p> <p>○【病院】 目標は延べ床面積を原単位とした排出量を前年度比1.0%減とすることであるが、2008年度は7.9%減、2009年度は1.1%減であり、目標が達成できている。今後も引き続き削減対策を進めることにより、目標を達成できると考えられる。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ それぞれの業種ごとに定めた自主行動計画の目標を達成するため、定期的にフォローアップを行っていく。</p>

② 水道施設における地球温暖化対策の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 水道事業における電力消費量の削減を推進する。 ・指標：給水量当たりの電力使用量 ・目標値：水道施設における単位水量当たり電力使用量を10年間で10%削減する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律49号）の適切な運用。 ○ 施設の更新期にあわせた環境保全対策に係る施設整備の推進。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、一定量以上の電力を使用する事業場はエネルギー使用量等の定期報告などが義務づけられているところである。給水量当たりの電力使用量は、平成21年度末で0.510kWh/m³（平成20年度より給水量1m³当たり0.005kWhの増加）</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 給水量1m³当たりの電力使用量は、ほぼ横ばいの傾向を示している。</p>
<p>4 今後の方向性 （見直しの方向性）</p>	<p>○ エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく「特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」を平成22年4月に改定しており、引き続き、給水量当たりの電力使用の抑制に努めるよう指導等を行っていくこととする。</p>

③ 時間外労働の削減等による温暖化の防止

<p>1 目標</p>	<p>○ 時間外労働の削減・効率的な業務推進などで企業内での「働き方」の見直しにより、地球温暖化対策を推進する。 ・指標：所定外労働時間数(厚生労働省「毎月勤労統計調査」)</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 所定外労働の削減 ○ 「ノー残業デー」の導入・拡充</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)について、労使の自主的な取組による所定外労働の削減を促すため、労使の関係団体等に対する周知・啓発を行った。</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主やその団体に対する支援や助言・指導等を実施した。</p> <p>○ 平成22年度の所定外労働時間数は年間144時間で前年度と比べて10時間増加した。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成19年度から2年連続で所定外労働時間数は減少していたが、金融危機からの景気回復の影響等により平成22年度については増加しており、引き続き、一層の所定外労働の削減に向けた取組が必要である。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、労働時間等見直しガイドラインの周知・啓発等を図るとともに、業種、企業の特性に応じたきめ細かな支援の実施や、年次有給休暇の取得率が低い業種や恒常的な長時間労働の実態がみられる業種等への助成の重点化を図るなど、企業内での「働き方・休み方」の見直しを推進する。</p>

(2) 物質循環の確保と循環社会の構築に向けた取組

① 生活衛生関係事業者による環境配慮の取組みの推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅館・飲食・食肉関係事業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・指標：旅館・飲食・食肉関係事業者による食品環境資源の再生利用等による減量の割合(%) ・目標値：平成22年度に24.0%(対象：全事業所) ○ 生活衛生関係事業者による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)の適正な運用) ○ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ。
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度に策定した「生活衛生関係事業者における再生利用事業実施のための指針(食品リサイクル指針)」の改訂作業を現在行っている。 生衛業の各事業者は、多種多様な食品廃棄物が少量かつ分散して発生しており、平成21年度の再生利用実施率は15%(19年度は22%)にとどまっている。 中小零細事業者を中心とする生衛業者が食品リサイクルへの取り組みをさらに推進するための方向性と取り組み内容を示す予定。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度に策定した食品リサイクル指針では、都道府県生活衛生営業指導センターを中心に、食品関連事業者、再生利用事業者、特定肥飼料等の利用事業者の3者の連携による食品リサイクルが推進されるよう「食品リサイクル地域推進会議」を設置することで、生活衛生同業組合等が再生利用事業計画を策定する支援を行うこととした。 しかし、推進会議が設置され業界が共同で効率的な食品リサイクル事業に取り組んだ事例は少ない。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル指針の改定を行い、食品リサイクルの実施率の向上に努める。 都道府県生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合が中心となって、行政の取組への協力、地域の取組の促進、個別の事業者への啓発普及を行い、地域における零細事業者である生衛業者が少しでも多くこの取組に参加する動きをするよう支援していきたい。

② 医薬品・医療機器製造販売業者等による環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品・医療機器製造販売業者等による容器包装等の再資源化の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：日本製薬工業協会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量 ・ 目標値：平成 22 年度で 16,000t（平成 2 年度比 20.0%） ○ 医薬品製造販売業者等による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）の適正な運用 ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の適正な運用 ○ 密閉型蓄電池を使用する医薬品製造販売業者等に対する自主回収及び再資源化への支援（資源有効利用促進法に基づく主務大臣の認定） ○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1 目標」に掲げる法律の適正な運用について、逐次、事業者団体及び関係省庁と連携して、施策に取り組んだ。 また、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及びエコプロダクツ大賞推進協議会が主催する「エコプロダクツ大賞」に関係省庁と連携して参画し、医薬品製造販売業者等の 3R 活動及びエコプロダクツの普及を支援している。平成 22 年度は、医薬品製造販売業者等のうち、1 社の事業所が「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」において厚生労働大臣賞を受賞した。 ○ なお、医薬品製造販売業者等の加盟団体の一つである日本製薬工業協会は自ら環境報告書を作成するとともに、協会加盟の医薬品製造販売業者等の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量を平成 22 年度までに 20% まで削減（平成 2 年度比）すること等を目指している。 ○ 日本製薬工業協会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量は、平成 22 年度実績では 8,900t であり、11.1% まで削減（平成 2 年度比）しており、目標は達成されている。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業者である医薬品製造販売業者等の環境配慮における取組には遅れがみられることから、その推進に努める必要がある。
<p>4 今後の方向性（見直しの方向性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に配慮した率直的な取組例などを医薬品製造販売業者等に情報提供していくとともに、これら事業者の取組の進捗状況を把握していくことに努める。

③ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境対策関係法令の遵守を促す。 ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等設置者による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の遵守 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の遵守 ○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に対して送付した、「厚生労働省における環境配慮の方針」(平成19年7月26日環境対策推進本部決定)にそって、環境に配慮した経営に向けた普及啓発を行ったところである。 ○ 「病院における省エネルギー実施要領」(平成20年3月)を定め、本実施要領を活用した省エネ等のエネルギー管理の取組について、病院関係団体に協力を依頼したところである。 ○ 独立行政法人国立病院機構は環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)における特定事業者として、平成22年度に環境報告書を作成・公表したところである。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「厚生労働省における環境配慮の方針」を医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に送付し、各施設における事業活動上の環境配慮の取組普及を依頼したことにより、環境配慮の意識も進みつつあるものと思われるが、各施設の所轄庁の大部分が都道府県等であるため、取組状況の実態把握が困難な状況である。 ○ 平成17年4月の環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の施行から5年が経過し、事業者の環境配慮に対する意識はかなり高まってきていると思われるが、環境報告書の公表を行っているのが依然として大企業者が主であること等を鑑み、一層の意識高揚が必要と思われるため、環境配慮の状況の公表の方法に関する情報の提供等、事業活動における環境配慮の取組普及に努める必要がある。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き環境に配慮した率先的な取組例等を都道府県等に対して情報提供していくとともに、取組状況の実態に関して都道府県等からの情報提供を促す。 ○ 今後も積極的な情報提供等を通じて、継続的に普及、啓発活動に努める。

④ 厚生労働省所掌の事業者(独立行政法人, 公益法人等)による自主的な環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 厚生労働省所掌の事業者(独立行政法人、公益法人等)による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成22年5月省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定「夏季の省エネルギー対策について」、平成22年10月同会議決定「冬季の省エネルギー対策について」等を周知し、環境に配慮した取組例などを情報提供し、これらの取組について、積極的に推進するよう要請している。</p> <p>○ 環境配慮契約、グリーン購入及び環境報告書に関する周知することで、環境に配慮した取組を促している(※)。</p> <p>○ 各職員に対して継続的にグリーン購入の意識を促すため、物品調達の際に提出する様式に、グリーン購入法適合の有無についてチェックする欄を設けている。</p> <p>○ ホームページにおいて、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」、「環境物品等の調達実績の概要」及び「特定調達品目調達実績取りまとめ表」を毎年作成・公表している。</p> <p>○ 法人の自主的な取組としては、以下のようなものもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙類の使用量の削減。 ・ 水栓には、節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する ・ 毎月、光熱水量をとりまとめ、各部署の担当者による省エネプロジェクトや部長等会議に報告を行い、エネルギー使用の抑制に関する注意喚起を行っている。 ・ スイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など、エネルギー使用量の抑制。 <p>(※一部の法人に対して行っているものである。)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 団体職員に対して環境配慮の重要性を啓発するなど、所管法人における環境配慮の取組も浸透してきているが、法人によって取組み具合にはばらつきがあるため、引き続き一層の取組推進を図っていく必要がある。</p>
<p>4 今後の方向性(見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、所管法人に自主的な環境配慮の取組を促すとともに、その取組の進捗状況を把握していくこととする。</p>

(3) 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

① 健全な水循環系の構築

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道広域化、漏水対策、用途間転用等により、水資源の有効利用を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：有効率(%) (=年間有効水量/年間給水量) ・ 目標値：95% ○ 流域関係者と連携し、取排水系統の再編等良好な水道水源の確保に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：原水良好度(有機物(TOC)の水道原水における水道水質基準達成率(%)) ・ 目標値：前年度以上 ○ 所要の施設整備を行い、安心・快適な水道水を供給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：水道普及率(%) ・ 目標値：前年度以上 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道広域化、水道水源開発、未普及地域解消、老朽管布設替、高度浄水処理施設整備等に係る技術的・財政的支援措置 ○ 原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効率、原水良好度及び水道普及率の向上のため、国庫補助事業等により、水道広域化施設・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等を行った結果、平成21年度末で、上水道事業の有効率は92.8%、原水良好度は96.5%、水道普及率は97.5%となった。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度比で、有効率は0.1ポイント減少、水道普及率は増減無し、原水良好度0.4ポイント増加し、いずれも横ばいで推移している。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、有効率及び水道普及率の向上並びに良好な水道水源の確保に努めるよう指導等を行っていくこととする。 ○ 引き続き、水道広域化施設・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等に対する国庫補助を行っていくこととする。

② 水道施設における廃棄物・リサイクル対策の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 浄水汚泥の有効利用を推進する。 ・ 指標：浄水発生土の有効利用率(%) ・ 目標値：100%</p> <hr/> <p>【施策の柱】 ○ 浄水汚泥の循環的利用の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう助言を行っている。平成21年度末で、浄水汚泥の有効利用率は69%であった。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 浄水発生土の有効利用率は、6ポイント増加し、着実に向上している。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう指導等を行っていくこととする。</p>

(4) 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

① 環境リスクの評価・管理の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 化学物質について、環境リスクの評価、管理等を推進する。 ・ 指標：規制物質数</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 有害性及びリスクの評価、管理等の実施(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)の適正な運用)</p> <p>○ 既存化学物質の安全性点検の実施</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 優先評価化学物質の指定(88物質)等を実施し、平成23年4月1日現在で、第一種特定化学物質は28物質、第二種特定化学物質は23物質、監視化学物質は37物質、優先評価化学物質は88物質となった。</p> <p>○ 既存化学物質の安全性点検のため、新たに9物質について毒性試験を実施。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染の防止のため、優先的に安全性評価を行う必要があると認められる化学物質について優先評価化学物質に指定する等、化審法の適正な運用が行われた。</p> <p>○ 既存化学物質のうち、毒性情報を優先して収集すべきと考えられる物質について安全性点検等を実施した。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、環境リスクの評価、管理等を推進していくこととする。</p> <p>○ ばく露が多いと考えられる既存化学物質等について、引き続き、安全性点検を実施する。</p>

② 化学物質リスク研究事業の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 環境中化学物質のリスク研究事業を推進し、施策へ反映する。 ・指標：厚生労働科学研究における研究課題数</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 化学物質の評価手法の迅速化・高度化・標準化 ○ 化学物質の子どもへの影響評価 ○ ナノマテリアルのヒト健康影響評価手法の確立 ○ 室内空気汚染や家庭用品の安全対策</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成 21 年度は、厚生労働科学研究における化学物質リスク研究事業として 30 件の研究課題を実施した。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>以下について評価できる。</p> <p>○ 日本初の多くの新規試験法を国際化するため貢献したこと。</p> <p>○ 化学物質の子どもへの影響に係る知見が集積されたこと。</p> <p>○ ナノ素材の生態影響評価手法の開発及び有害性情報が収集され、国際的にも貢献したこと。</p> <p>○ 家庭用品から放出される化学物質の生体ばく露評価を総合的に行ったこと 等。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、適切な研究課題を設定し、化学物質リスク研究事業を推進していくこととする。</p>

③ 情報収集・提供体制の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 化学物質に係る情報収集・提供体制を整備する。 ・指標：既存化学物質毒性データベース（JECDB）の登録状況 ・目標値：登録物質290件</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 化学物質に係る各種データベースの整備、インターネット等を通じた情報の発信等</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 現在、JECDB登録物質数は277件であり、登録物質数を増やすべく鋭意作業を進めている。現在は、従来のhtmlベースの情報提供に加え、pdfファイルによる情報提供も行っている</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 化学物質の安全性情報については厚生労働省ホームページ等で情報提供してきているところだが、市場に流通している化学物質のうち、十分な情報提供がなされているものはまだ限られている。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、化学物質に係る情報の収集を行い、JECDBへの登録を行うとともに、厚生労働省ホームページ等において情報提供することとしている。</p>

④ 国際的な研究協力の推進

1 目標	<p>○ 化学物質対策に係る国際的な研究協力を推進する。 ・ 指標：OECD への報告件数</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ OECD(経済協力開発機構)等の関係国際機関の活動への参画等</p>
2 進捗状況・実績	<p>○ 平成 22 年度は OECD へ 9 物質を報告し、平成 17 年度から 22 年度末における、OECD の化学物質の安全性試験結果の報告件数(累計)は 35 物質、通算 140 物質となった。また、OECD 等の関係国際機関の活動に参画した(会議への参画、日本の方針の反映等)。</p>
3 評価・課題	<p>○ 平成 22 年度は OECD へ 9 物質を報告する等、積極的に国際的な協力を推進した。</p>
4 今後の方向性(見直しの方向性)	<p>○ 引き続き、化学物質対策に係る国際的な研究協力を推進する。</p>

(5) 生物多様性の保全のための取組

① 医薬品等分野における生物多様性の確保の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 医薬品等分野において生物多様性の確保を図る。 ・指標：第一種使用等(開放系での使用等)に係る承認件数、第二種使用等(閉鎖系での使用等)に係る確認件数</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の適正な製造等の確保(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)の適正な運用)</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 医薬品等について、平成22年度内に新たに行われた第一種使用等に係る承認の件数は0件、第二種使用等に係る確認件数は13件であった。これにより同年度末における累計数は、第一種使用等に係る承認の件数1件、第二種使用等に係る確認の件数147件となった。</p> <p>○ 平成22年度末の製造販売業者からの遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の製造状況に関する報告数は101件であった。</p> <p>(注) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用等に係る承認申請中又は第二種使用等に係る確認申請中に年度報告を提出している製造販売業者があること、第二種使用等に係る確認を要しない遺伝子組換え生物を使用する場合であっても年度報告の提出が必要となる場合があることなどから、上記の数字は必ずしも一致しない。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 医薬品等の分野において、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、医薬品等の分野においても遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性の保全を図っていくこととする。</p>

② 里地里山の保全と持続可能な利用

<p>1 目標</p>	<p>○ 農林業等における労働力の確保・育成により、里地里山の保全に資する森林や農耕地等の整備等を行い、もって生物の多様性を図る。 ・指標：林業事業体共同説明会参加者の就職率(%)</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 林業等に関する職業講習会・就職ガイダンス等の実施 ○ 就農等支援コーナー等による求人情報の提供</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 林業等に関する職業講習会・就職ガイダンスを年10回、林業事業体共同説明会を年10回開催した。林業事業体説明会では参加者457人の就職相談を行い、就職率は12%であった。 ○ 就農等支援コーナー（平成23年度より農林漁業就職支援コーナー）の利用者20,624人のうち17,675人に対し農林漁業への就業に関する相談を行った。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 林業に関する林業事業体共同説明会等の就職率については12%と一定の成果を見せていることから、生物多様性の保全のための取組として効果的であった。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、林業事業体共同説明会の開催等により、山村地域活性化を支援し、里地里山の保全を行うことにより、地域特有の生物の生育・生育環境の質を維持していくこととする。</p>

II 通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組

<p>1 目標</p>	<p>○ 環境物品を活用することにより、環境への配慮を促進する。 ・ 指標：調達率 100% (95%) を達成した品目数の割合 ・ 目標値：100%</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達を図るための方針に基づくすべての取組の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 毎年、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(厚生労働省グリーン調達推進本部決定。以下「調達方針」という。)を策定し、環境物品等の調達目標等を定めている。そして、毎会計年度終了後、環境物品等の調達の実績を取りまとめて公表するとともに、環境大臣へ通知している(平成22年度の実績は別紙のとおり)。</p> <p>環境物品等の特定調達物品(国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する際の判断基準を満たす物品)については、調達方針に基づき、エコマーク等の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。</p> <p>また、特定調達物品以外の物品等についても調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するよう努めた。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成22年度の調達については、平成21年度と比べて調達率100%を達成した品目数及び全調達品目数に対する調達率100%を達成した品目数の割合いずれも平成21年度の実績を上回った。</p> <p>今後についても、厚生労働省として国民サービスを低下させない範囲内において、グリーン購入法の趣旨に鑑み、引き続き可能な限り環境物品等の調達推進に一層努めることとする。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、調達担当者に対してグリーン購入法の趣旨を徹底するとともに、直接、国民サービスに使用するもの以外については、原則、グリーン購入法の基準を満たすものとするよう指導等を行っていくことにより更に実績値の向上に努める。</p>

<p>1 目標</p>	<p>○ 温室効果ガスの排出を抑制し、環境への配慮を促進する。 ・指標：温室効果ガスの総排出量削減割合(平成13年度比) ・目標値：平成22～24年度平均で13.2%の削減</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)(平成19年3月30日閣議決定)に基づくすべての取組の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成21年度の削減実績は、基準年度である平成13年度比で10%増となり、-13.2%の削減目標には及ばなかった。</p> <p>○ 平成21年度実績の厳しい状況を踏まえ、平成22年度からは、「厚生労働省温室効果ガス削減対策実行委員会」を原則として毎月開催することとした。その中で、各施設に対し温室効果ガス排出量を毎月報告させ、進捗状況の評価を行った。</p> <p>○ 実行委員会の中で、研究施設による報告や、労働局に対する実地調査の報告を行い、各施設の問題点や好事例の共有に努めた。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 「厚生労働省温室効果ガス削減計画」では、平成22年度から平成24年度平均で平成13年度比-13.2%減を目標としているが、平成20年度、21年度と連続して基準年度比より増加している。今後、さらなるソフト・ハード対策を強力的に推進することにより、目標達成を図っていく必要がある。</p> <p>特に、温室効果ガス排出量の約8割が電気の使用によるものであることから、各施設の節電に係る一層の取組を図っていく必要がある。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 削減が見られない施設に対しては、毎月の実行委員会の中で注意喚起をすることで、取組の一層の強化を図っていく。</p>

<p>1 目標</p>	<p>○ 仕事と生活の調和が取れた働き方の実現を通じて、職場としての環境負荷の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：「休暇作戦 2per1」達成率(本省内部部局) ・ 目標値：100% <p>【施策の柱】</p> <p>○ 「早期退庁を促進するための具体的方策について」(平成14年8月早期退庁促進のための省内検討チーム)に基づいた「一斉定時退庁日」等の推進、「休暇作戦 2per1」の促進。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 「休暇作戦 2per 1」(※)</p> <p>各部局の年次休暇の取得実績を幹部懇談会に報告し、取得促進の働きかけを行った。</p> <p>(※) 毎月合計2日の年次休暇の取得を目標とし、毎月1日は必ず達成すべきものとして平成17年12月から実施している取組</p> <p>○ 「指定休暇」及び「節目休暇」の設定</p> <p>年次休暇の取得をより強力に促進するため、平成23年2月より、年次休暇の取得予定日を事前に指定する「指定休暇」と、勤続期間が満5年に達した以降5年ごとに職員が年次休暇等を組み合わせて連続する1週間以上の休暇等を取得する「節目休暇」を設定した。</p> <p>○ このほか、次の取組などを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国会待機について、極力必要最小限の人数で対応するよう努めた。 ・ 局内各課において消灯日を定め、職員の早期退庁を促した。
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 休暇取得率の向上については、「休暇作戦 2per 1」、「指定休暇」及び「節目休暇」の設定により、その取組意識が向上し一定の効果を上げつつあると認められるが、より一層の向上が必要である。</p> <p>○ 早期退庁を実施するに当たり、国会審議等の他律的な要素もあり、十分な効果を上げることが難しい面がある。特に国会期間中は超過勤務時間が長くなる傾向がある。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 休暇取得率の向上は、平成16年4月から実行している厚生労働省特定事業主行動計画における取組の一環でもあるが、いずれも、特に管理者の意識を高めた上で推進、定着させることが重要であり、今後とも、この点を十分に踏まえ、積極的に取り組んでいくこととする。</p>